

須坂市農業委員会 令和2年5月総会 議事録

- 1 招集 令和2年5月29日(金) 午後3時00分
- 2 開会 令和2年5月29日(金) 午後3時00分
- 3 閉会 令和2年5月29日(金) 午後4時45分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (新型コロナウイルス感染症対策により出席を求めないものとしたため0人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口みづ子	農業委員
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	斎藤 稔	〃
農業委員	1番	坂本正雄	〃	8番	山岸和人	〃
〃	2番	茂木 都	〃	9番	中村嘉博	〃
〃	3番	中澤秀樹	〃	10番	宮尾哲雄	〃
〃	4番	小林 昇	〃	11番	春原 博	〃
〃	5番	長野 衛	〃	12番	平野 正	〃

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員	15番	竹前清孝	16番	小林郁雄	17番	市川和志
	18番	小林英次	19番	神林秀明	20番	豊田耕一
	21番	依田浩明				

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

報告第7号 農地法施行規則第17条第2項の下限面積(別段面積)の適用の可否について(→農業委員会可否決定)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について(2アール未満の届出)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

- 事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 5 月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数 14 人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
- 議長 それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。
- 議長 どうもご苦勞様です。早いもので 5 月も月末となりましたが、コロナウイルス感染の影響もいまだ終息に至っておりませんので本日の総会は 3 密を避ける意味でも推進委員さんの出席はありませんがよろしく願います。農作業も大変忙しくなっているなか、5 月総会にご参集いただきましてありがとうございます。
- 議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、4 番 小林 昇委員、5 番 長野衛委員 をご指名申し上げます。
それでは、議案第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 3 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 事務局議長 次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いいたします。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんから質疑意見の書面提出はありませんが、何かございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。
- 議長 議案第 4 号の 3 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員 (多数) であります。
- 議長 よって、議案第 4 号の 3 件については許可と決定しました。
- 議長 次に、議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 事務局議長 次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いします。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんから書面による質疑意見がありましたので提出された委員さんより願います。
3 番の委員さん願います。
- 3 番 農地転用は必要最小限度の範囲の中で転用すべきであり、家庭菜園の分は転用する必要がないと思われる。
家庭菜園は転用にはならないと考えるが、お考えをお聞かせ願いたい。
- 議長 それでは事務局の説明を願います。
- 事務局 農地法でいう家庭菜園とは、花壇や池と同様、住宅敷地の一角に設置する小規模な菜園を指し、この場合は農地に該当しないとされています。
また、住宅敷地の転用において、敷地の一部に家庭菜園を設置する場合、家庭菜園の面積を明らかにし、その面積が他の部分を上回っていない場合は「小規模」であるとして家庭菜園を含めての転用は可能とされます。
今回、申請地の菜園の面積は約 102 ㎡で菜園以外の面積を上回っていないこと、また、利活用しづらい隣地境界付近を家庭菜園として有効活用しようとしていることから、許

可可能と判断しました。

議長

それでは、書面提出以外で質疑意見がありましたらお願いします。

ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。

議長

議案第5号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

議長

よって、議案第5号の1件については意見可と決定しました。

次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件について審議いたします。

事務局

事務局の説明を願います。

議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

はじめに、農業委員さんから書面による質疑意見がありましたので提出された委員さんより願います。

3番

3番の委員さん 願います。

新設5棟とあるが、その内容を説明してほしい。

また、なぜ当初から事業範囲を計画して一時転用しなかったのか。

この件についてはこれまで何回も一時転用の審査をしてきたが、計画性がないのではないか。今後も計画があるのであれば、一括して申請すべきと思うが、考えをお聞かせしたい

議長

事務局の説明を願います。

事務局

発掘現場の作業員休憩所、発掘道具の保管場所、出土物の保管場所としてプレハブ39㎡を3棟及び3㎡の仮設トイレ2基を設置する計画です。

次に、東畑遺跡の調査について、2月と3月に申請を行い、また、今月も申請することになってしまい、委員の皆さまにお手数をおかけすることに対してお詫び申し上げます。また、3月にはインター周辺開発内の試掘調査も申請し、お手数をおかけすることに対して重ねてお詫び申し上げます。

No.2は、試掘の結果、遺構が発見されたため、今回、本発掘の申請をするもので、No.3については、水路を挟んだ東側での遺跡の広がりを知るため試掘調査するものです。

一括申請できれば良いのですが、東畑遺跡のほか、インター周辺開発内の試掘調査も実施しておりご理解いただきたいとのことです。

3番

確認ですけれど東畑の申請はこれで終わりということですか。

事務局

まだ調査しきれてない部分もあるということです。農地ですので作付けもあるので農家の負担にならないよう試掘を進めているとのことです。

3番

地図に丸をしている以外にもあると思うのですが、あるとすれば計画性がないのではないか。東畑遺跡は丸をしている部分でいいのか。地図で示している以上に範囲が広いのではないかと。

事務局

遺跡として想定されているエリアは丸をしている部分です。今回の試掘で何もなければ広がりはないと判断するとのことです。

議長

それでは、次に7番の委員さん 願います。

7番

No.2は試掘調査の結果から発掘調査を行うとし、No.3は東畑遺跡の広がりを知るため試掘調査を行うとしているが、東畑遺跡は更に広がりを持つものなのか、インター周辺開発への影響はあるのか、発掘の結果、重要な遺跡が見つかった場合、保存方法はどのように行うのか、について伺います。

事務局

東畑遺跡は、遺跡の存在は知られていますが、これまで調査等は行われていないため、遺跡の範囲ははっきりとしていませんでした。今回、水路を挟んだ東側の試掘調査を行い、遺跡の範囲の確認をして行きたいとのことで、インター周辺開発に影響が出ないように進めるとのことです。

また、土器等が出土すれば掘り出し、住居遺構等は写真撮影・図面作成による記録保存をしたのち、埋め戻して現状のまま保存するとのことです。

7 番 遺跡はいつ頃のものですか。また、先ほどの説明の中でもっと広い範囲の発掘を検討しているようですが、その範囲を担当課から示していただくと理解しやすい。

事務局 弥生から平安とのことです。遺跡エリアを示した地図を提出するよう担当課に伝えます。

議長 書面提出以外で質疑意見がありましたらお願いします。

8 番 水路を挟んだ西側がインター開発のアクセス道路の計画地とのことです。図面に記載があればわかりやすかったのですが、道路はNo.2の上を通ると思うが、今回アクセス道路を作るから調査するということよろしいか。アクセス道路はどこを通るか示していただきたい。

事務局 インター線から開発エリアの西側に沿って福島の集落の北側を通って堤防道路に接続するとのことです。

8 番 東畑遺跡のどこがつぶれるのですか。

事務局 つぶれる場所は全部です。

8 番 先ほど水路と言っていましたが、権五郎川のことですか。

事務局 いいえ。福島の集落東側の田んぼへ用水を送るための水路になります。

議長 地区担当委員さんの補足説明をお願いします。

12 番 東畑遺跡の範囲ですが、地図で示しているより広いかもしれません。No.2の南側は桃畑ですが、そこまで広がっているかもしれないとのことです。桃の収穫が終わるまでは調査に協力できないとのことです。今回、No.2の試掘でちょっと出たらしいですが、全部掘り返してもほとんど何も出ないのではないかと思います。

10 番 申請者は市ですが、法律上は調査の費用負担などどのようになっていますか。民間開発なので市ではなくて開発事業者がやるものではないですか。

事務局 道路敷ですので市でやることになります。開発エリアについては、まだ所有権移転されてないので市が事前に調査をすることになります。

10 番 開発事業者でない市が調査をする法的根拠は何ですか。

事務局 文化財保護法に基づいて市が調査をすることが認められています。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。

議長 議案第6号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手多数であります。

議長 よって、議案第6号の3件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数36件を議題といたします。

最初に、NO.1からNO.12までの12件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 はじめに、農業委員さんから書面による質疑意見がありましたので提出された委員さんよりお願いします。

7 番の委員さん お願いします。

7 番 No.2, 4, 6について、小布施から申請地まで通うのは大変だと思うが、申請人の経営状況はどのようなものか

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 すべて地主からJAに相談があり、JAで耕作者とのマッチングをしたものです。

議長 No2については、近隣に借受人の耕作地があるとのことです。No4については、(株)フルーツファームすこうが借りていた農地でしたが、組織変更により農地借入ができなくな

ったために2月に解約がなされた後に、今回の合意に至ったものです。

No2の借受人の経営状況としては、経営面積7,345㎡、栽培品目はりんご・ぶどう・ももを中心に様々で、農作業従事日数は年間300日、労働力は3人で、農機具はスピードスプレイヤー、トラクター、乗用草刈機、高所作業車、選定枝粉碎機、刈払機各1台、チェーンソー2台です。

No4、No6の借受人は、経営面積2,786㎡、栽培品目はりんごとぶどう、農作業従事日数は300日で、労働力は3人、農機具はスピードスプレイヤー、モア、運搬機、耕運機各1台です。

議長 書面提出以外で質疑意見がありましたらお願いします。
ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。
議長 議案第7号のNO.1からNO.12までの12件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第7号のNO.1からNO.12までの12件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第3号のNO.13からNO.19までの7件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんから質疑意見の書面提出はありませんが、何かございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。

議長 議案第7号のNO.13からNO.19までの7件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第7号のNO.13からNO.19までの7件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第7号のNO.20からNO.30までの11件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、補足説明の書面提出はありませんが、地区担当委員さんから何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんから質疑意見の書面提出はありませんが、何かございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。

議長 議案第7号のNO.20からNO.30までの11件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第7号のNO.20からNO.30までの11件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第7号のNO.31からNO.36までの6件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の農業委員さんから書面による補足説明がありましたので、3番の委

員さんよりお願いします。

3 番

No.31 ですが、譲受人は、申請地の隣地でりんご・ぶどうを栽培しており、大規模経営農家でもあります。

今回、更に規模を拡大したいとのことで、私が申請地をあっせんしたものです。よろしくお願いします。

議長

地区担当委員さんから書面提出以外で補足説明がありましたらお願いします。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

はじめに、農業委員さんから書面による質疑意見がありましたので提出された委員さんよりお願いします。

7 番の委員さん お願いします。

7 番

No.32 についてりんご・ぶどうとも成園であり、5,316 m²で 20 万円は、あまりにも安いのではないかと。何か事情があるのか。

No.34 について利用目的が水稻となっているが、水稻の場合、10 a あたり 600 kg の収量とした場合、751 m²だと収量 450 kg 程度で収入金額としては 10 万円にも満たない。

対価 57 万円では高額すぎると思うが、何か事情があるのか。

議長

事務局の説明を願います。

事務局

No.32 ですが、譲渡人と譲受人は、里親と元研修生の関係です。

元々、申請地は譲受人が借入して耕作をしていた農地です。また、譲渡人には農業後継者がいないため、経営規模縮小の意向とのことです。

次にNo.34 についてですが、本件農地には譲渡人が建てた育苗ハウスが 3 棟あり、これを含めての所有権移転となります。

議長

書面提出以外で質疑意見がありましたらお願いします。

ないようでしたら、推進委員さんから質疑意見の書面提出はありませんので、採決いたします。

議案第 7 号の NO. 31 から NO. 36 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 7 号の NO. 31 から NO. 36 までの 7 件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件、及び報告第 3 号 「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による 2 アール未満の届出について」報告件数 1 件について、一括して事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、5 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員